



くらしの中に

総務省

「交通空白」解消に関する 総務省の施策について

令和8年2月
総務省 地域力創造グループ

人の流れの創出

・地域おこし協力隊

都市部から条件不利地域に住民票を異動し、地域協力活動に従事
R6 7,910人(過去最高)→目標 10,000人

・地域活性化起業人

都市部に所在する企業の社員等が自治体と協働で地域活性化の業務に従事
R6 390社、871人(過去最高)

・移住・定住

移住相談件数 R6 約43万件(過去最高)

・関係人口

ふるさとミライカレッジ、ふるさとワーキングホリデー、こども農山漁村交流、サテライトオフィス 等

・ふるさと住民登録制度【新規】

地域の担い手確保や活性化につなげる「ふるさと住民登録制度」を創設

地域経済循環の拡大 雇用の確保

・ローカルスタートアップ

地域の資源と資金を活用した新規事業を支援
R5 23件→R6 82件→R7 100件以上
(過去最高)

・事業承継等人材マッチング支援事業

地域の企業と事業承継等人材とのマッチングを支援
R7 90団体

・特定地域づくり事業協同組合

地域の仕事を組み合わせて雇用を創出
R7.12月 135組合

地域の暮らしを守る

・定住自立圏

市町村間の連携・協力により、圏域全体で必要な生活機能を確保、定住を促進

・地域運営組織

地域内の様々な主体が参画し、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織
R6 8,193組織

・集落支援員

集落対策の推進に関するノウハウを有する人材が、住民同士の話し合い、具体的な取組をサポート
R6 専任2,645人 兼任3,022人

・過疎対策

過疎法に基づき過疎地域を支援

・デジタルの活用・多様な人材の活躍

D X 推進体制、デジタル人材の確保・育成、地域社会のデジタル化参考事例集、地域力創造アドバイザー、多文化共生

「交通空白」解消に取り組む関係者の皆様へ ～総務省の施策の御案内～

① 地域おこし協力隊（P3）

地方自治体が「地域おこし協力隊員」として委嘱した者の報償費や活動費等について、特別交付税措置があります。

こんな方
にオススメ



- 「交通空白」解消に、都市部の人材等の活用を考えている地方自治体

② 地域活性化起業人（P4）

地方自治体が、都市部に所在する企業等の人材を受け入れ、協働して地域活性化の業務に取り組む場合の報償費等について、特別交付税措置があります。

こんな方
にオススメ



- 都市部企業の人材と協働して、「交通空白」解消に向けた取組を進めたいと考えている地方自治体

③ 事業承継等人材マッチング支援事業（P5）

地域企業の後継者等を確保するため、市町村がハブとなり、地域企業と人材とのマッチングを進める場合の経費について、特別交付税措置があります。

こんな方
にオススメ



- 地域の交通事業者の後継者等を確保するため、地域内外の人材とのマッチングを進めたいと考えている市町村

④ 地域運営組織（P6・7）

地域内の様々な主体が参画し地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する「地域運営組織」の運営経費等について、交付税措置があります。

こんな方
にオススメ



- 地域住民等による「地域運営組織」の活用により、「交通空白」解消に向けた取組を進めたいと考えている地方自治体

⑤ 過疎地域持続的発展支援交付金（P8）

過疎地域の地方自治体が、様々な地域課題の解決に取り組む場合の経費について交付金があります。

こんな方
にオススメ



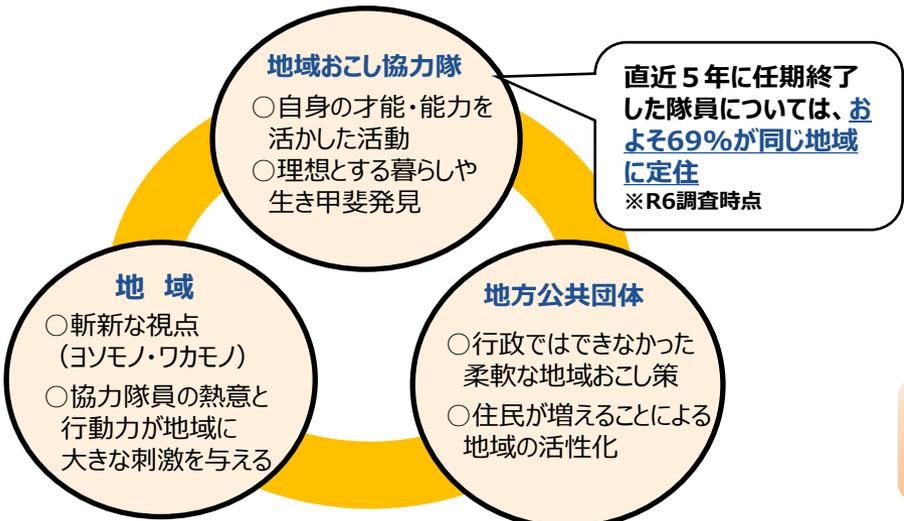
- 「交通空白」解消に向けた取組を進めたいと考えている過疎地域の地方自治体

地域おこし協力隊について

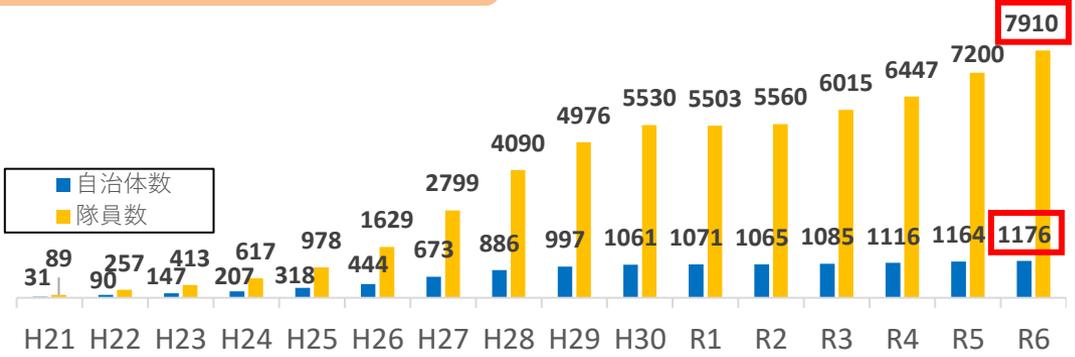
- 都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・P R等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

- **実施主体**：地方公共団体（地域要件あり）
- **活動期間**：概ね1年以上3年以下 ※ 最大5年とする特例あり（R8～）
- **地方財政措置**：＜特別交付税措置：R8＞
 - ・地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：350万円／団体を上限
 - ・「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：100万円／団体を上限
 - ・「地域おこし協力隊インターン」に要する経費：団体のプログラム作成等に要する経費について100万円／団体を上限 等
 - ・地域おこし協力隊員の活動に要する経費：550万円／人を上限（報償費等：350万円、その他活動経費：200万円）
 - ・地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費：200万円／団体を上限
 - ・**地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費：100万円／人を上限（任期2年目から任期終了後3年以内の起業・事業承継が対象）**
 - ※ **新たな雇用の創出等の要件を満たす場合…200万円／人に上限額を引き上げ（R8～）**
 - ・任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：措置率0.5
 - ・JETプログラム参加者等の外国人の地域おこし協力隊への関心喚起及びマッチング支援に要する経費（200万円／団体を上限）
 - ・外国人の隊員へのサポートに要する経費（100万円／団体を上限）

地域おこし協力隊導入の効果 ～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～



隊員数、取組自治体数の推移 ⇒ 隊員数10,000人を目標



- 隊員の**約4割は女性**
- 隊員の**約6割が20歳代と30歳代**
- 直近5年に任期終了し定住した隊員については、**およそ46%が起業**※R6調査時点

地域活性化起業人

① 企業派遣型 (H26~)

② 副業型 (R6~) / シニア型 (R7~)

※ H26~R2は「地域おこし企業人」

- 地方公共団体が、三大都市圏等に所在する企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事することで、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置
- 地方公共団体と企業の協定締結に基づく**企業から社員を派遣する方式（企業派遣型）**と、地方公共団体と企業の社員または退職した個人の契約に基づく**副業の方式（副業型/シニア型）**により活用
- **地方公共団体**としては、**民間企業の専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用し、地域の課題の解決を図る**ことができ、**民間企業**としては、**多彩な経験による人材の育成、企業（または社員）の社会貢献、新しい地域との関係構築**、シニア個人としても退職後の**新たな活躍の場の発見**などのメリットがある

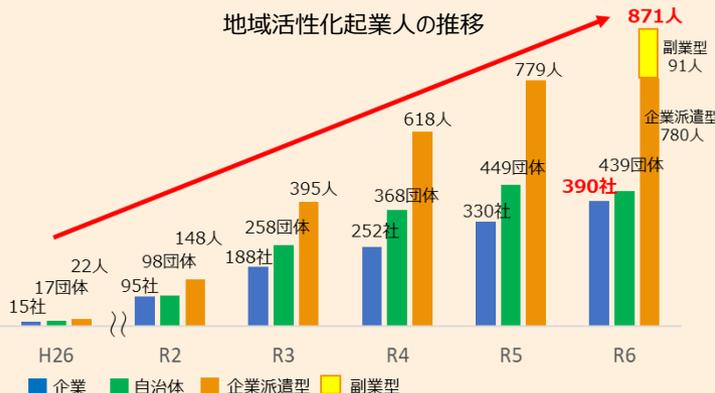
地方公共団体

(対象：1,433市町村)

- ① 三大都市圏外の市町村
- ② 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村

※ B 三大都市圏外の政令市、中核市及び県庁所在市に所在する企業の社員等の活用可能団体：上記①②のうち、政令市、中核市及び県庁所在市以外の市町村（1375市町村）
（企業が受入団体と同一県内に所在する場合を除く）

地域活性化起業人の推移



協定締結

- 任期
6か月～3年
- 活動例
・観光振興
・自治体・地域社会DX
・地域産品の開発 等



社員
(個人)

民間企業

- A 三大都市圏に所在する企業
- B 三大都市圏外の政令市、中核市及び県庁所在市に所在する企業※

【企業派遣型】

- 要件
 - ・自治体と**企業**が協定を締結
 - ・受入自治体区域内での勤務日数が**月の半分以上** など
- 特別交付税
 - ① 受入れの期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5）
 - ② 受入れの期間中に要する経費（**上限610万円/人**）※R8年度から引き上げ
 - ③ 発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5）

【副業型/シニア型（退職した個人）】

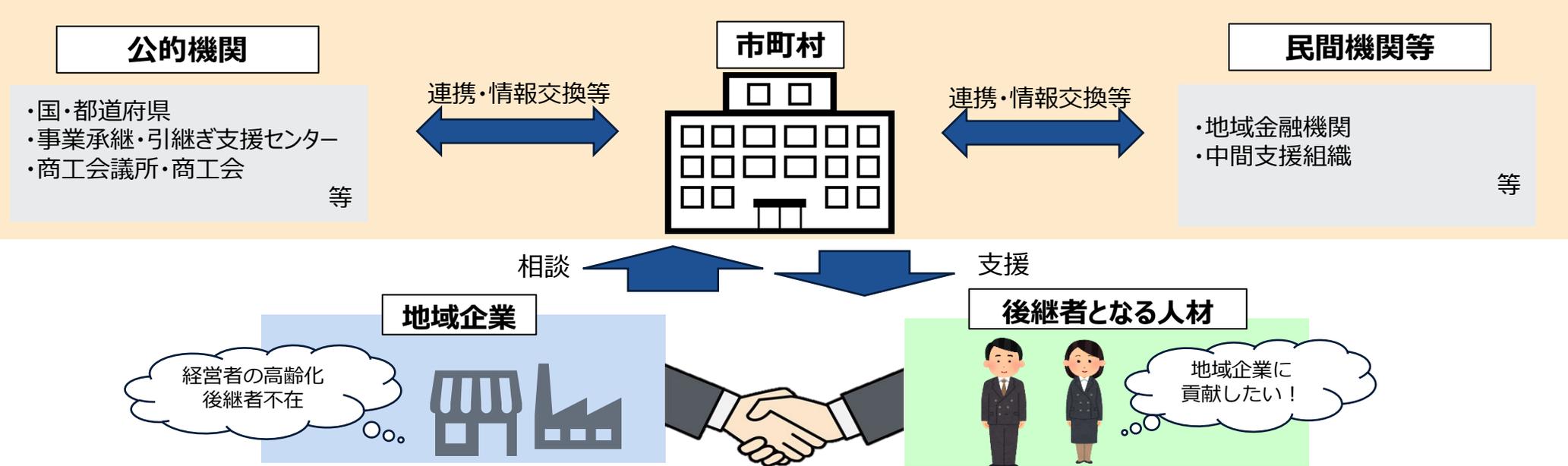
- 要件
 - ・自治体と**企業に所属する社員または所属していた個人**が契約を締結
 - ・勤務日数・時間 **月4日以上かつ月20時間以上**
 - ・受入自治体における滞在日数は**月1日以上** など
- 特別交付税
 - ① 受入れの期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5）
 - ② 受入れの期間中に要する経費（**報償費等 上限100万円/人+旅費 上限100万円/人（合計の上限200万円/人）**）
 - ③ 発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5）

事業承継等人材マッチング支援事業 ～地域企業の後継者を確保～



- 地域企業の後継者等を確保するため、**市町村がハブとなり、地域企業と事業承継等人材とのマッチングを支援**する事業。
- 総務省は、市町村の経費に**特別交付税措置**を講じるほか、必要な支援を実施。

事業スキーム



財政措置

市町村を対象に、以下の経費について特別交付税措置

- ※ 1自治体あたり**上限1,500万円**（措置率0.5（財政力補正あり））
- ※ 地方単独事業に係る経費のみが対象
- ※ 市町村は、事業承継等人材マッチング支援事業に係る事業計画を策定する必要



- **地域企業が後継者等を確保するための市町村の取組を幅広く財政措置**
- **事業承継に限らず、女性・若者・シニア・外国人・副業人材等、多様な人材と地域企業とのマッチングを支援する場合の経費も対象**

地域運営組織（RMO）の形成・運営

※RMO : Region Management Organization

R8当初予算額案 0.3億円
(R7当初予算額 0.3億円)



地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、**地域内の様々な関係主体**が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、**地域課題の解決に向けた取組**を持続的に実践する組織

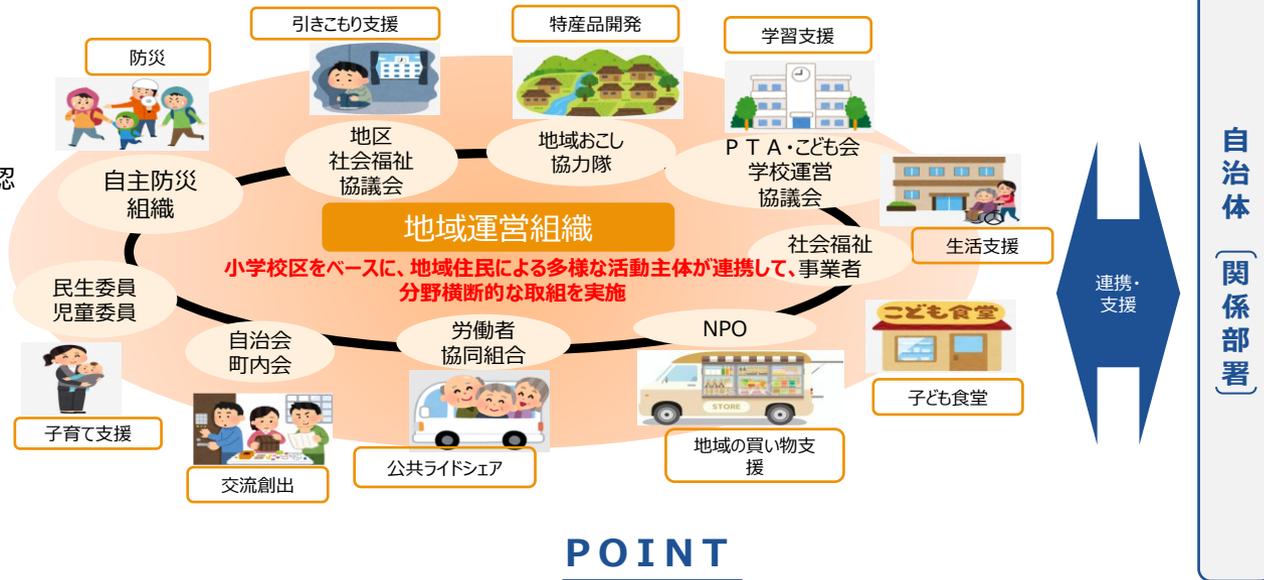
- 全国には**8,193組織**、地域運営組織が形成されている市区町村数は**893団体**（令和6年度総務省調査）
- “人材・資金・情報”の3つの側面から地域運営組織の形成及び持続的な運営に向けた活動を後押し

RMOイメージ図

※概ね小学校区単位で活動

※「〇〇まちづくり協議会」

「△△コミュニティ協議会」等の名称での活動を確認



RMO活動事例

（特非）きらりよしじまネットワーク（山形県川西町）

- 生活関連情報をワンストップで収集できるアプリ等のICT技術を活用した高齢者の見守り、子ども食堂、地産地消や移動販売による買い物支援や児童クラブ事業など住民の生活支援活動を実施
- **地域の若者（約30人）が事務局として参加し**住民の話し合いを運営、アイデアを集約し、生活に根差した事業を展開している



POINT

- 各主体がバラバラに活動するのではなく、1つの組織として分野横断的に活動することで、地域課題の解決可能性が高まる
- 従来の住民自治組織と比較して、若者や女性が参加しやすい組織
- 自治体と地域をつなぐ主体となり、様々な地域活動の基盤（インフラ）となる
- 地域運営組織の形成・運営等に要する経費について地方財政措置を講じている※次ページ参照

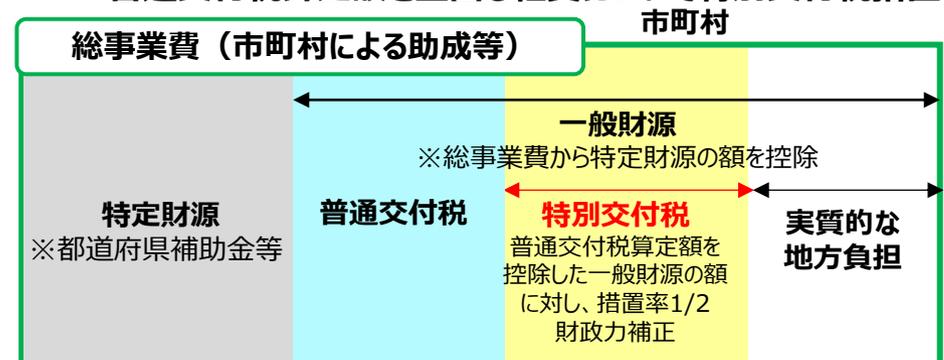
地域運営組織（RMO）の設立・運営に関する地方財政措置（概要）

1. 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援【市町村】

地域運営組織の運営支援や住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援に要する経費

■ 事務局運営や事業活動の支援

⇒ 普通交付税算定額を上回る経費について特別交付税措置

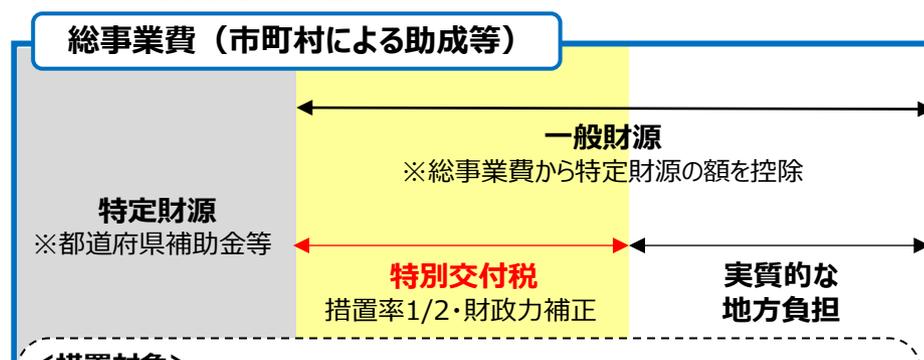


<措置対象>

- (1)：事務局人件費 等
- (2)：高齢者交流、声かけ・見守り、買物支援、弁当配達、登下校時の見守り、交流事業（子育て、親子、多世代）、子ども食堂、学習支援、相談の場に必要な経費 等

■ 形成支援

⇒ 特別交付税措置



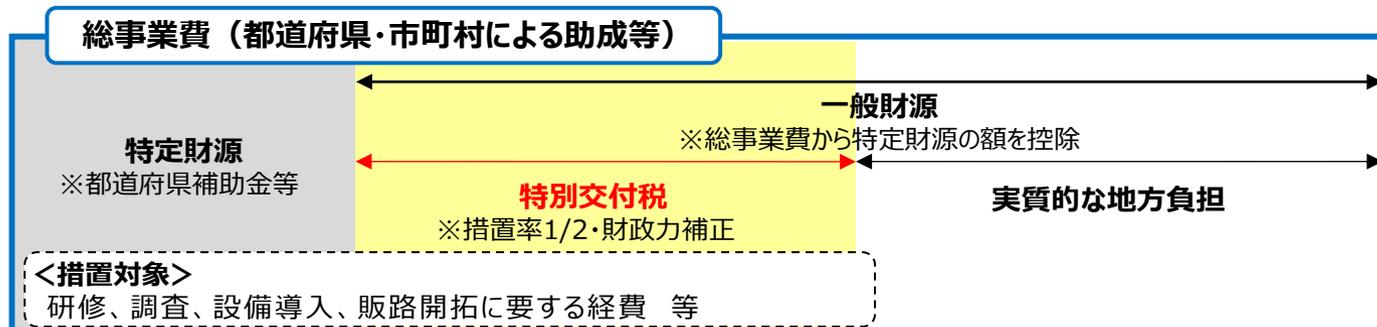
<措置対象>

- ワークショップ開催に必要な経費、ファシリテーターの旅費及び謝金、事務所開設のための施設改修費 等 ※措置回数制限あり
- ※令和8年度からは、ワークショップ開催の為に臨時職員経費について、特別交付税措置の上限額を引き上げ（最大220万円→240万円）

2. 地域運営組織の経営力強化への支援【都道府県及び市町村】

自主事業の実施による収入の確保
等地域運営組織の経営力強化に
要する経費

⇒ 特別交付税措置



<措置対象>

- 研修、調査、設備導入、販路開拓に必要な経費 等



1 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 (ソフト)

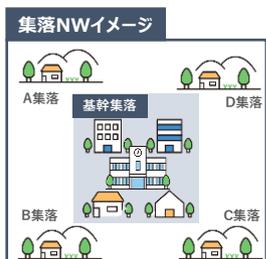
基幹集落と周辺の複数集落による「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において、地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動等
※過疎地域以外も活用可能

POINT

- 事業主体：**地域運営組織等**
- 補助対象：集落課題の解決に資する幅広い事業
- 補助率：限度額1,500万円の定額補助

下記事業は限度額を上乘せ

① 専門人材を活用する事業	+ 500万円
② ICT等技術を活用する事業	+ 500万円
③ 上記①と②を併用する事業	+ 1,000万円



3 過疎地域集落再編整備事業 (ハード)

集落再編を図るために行う定住促進団地整備、定住促進空き家活用等

POINT

- 事業主体：**過疎市町村**
- 補助対象：団地造成費、生活関連施設整備費、空き家改修費 など
- 補助率：1/2 以内

※交付対象経費の限度額あり

(例) 定住促進空き家活用事業：400万円×戸数

2 過疎地域持続的発展支援事業 (ソフト)

過疎市町村・都道府県が実施するICT等技術活用事業、人材育成事業
 ※都道府県は人材育成事業のみ

POINT

- 事業主体：**過疎市町村、都道府県** (人材育成事業のみ)
- 補助対象：地域リーダーの育成等の人材育成、オンライン健康診断、買い物等の生活支援、鳥獣被害対策 など
 ⇒ICT技術を利用した幅広い事業が対象
- 補助率：限度額2,000万円の定額補助
 都道府県は、1/2 又は 6/10(財政力指数0.51未満)



4 過疎地域遊休施設再整備事業 (ハード)

遊休施設を再活用して地域間交流、地域振興、地域課題解決を図るための施設整備

POINT

- 事業主体：**過疎市町村**
- 補助対象：廃校舎、公民館等の改修費、主要施設の機能拡張費
- 補助率：1/3 以内
 ※交付対象経費の限度額あり：6,000万円



総務省

Ministry of Internal Affairs and Communications